


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市緊急一時保育実施要綱の一部を改正する訓令について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成24年度から市立狭山保育園で市の独自事業として実施している、緊急一時保育について、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）として実施することにより、民間保育園との整合性を図る。これに伴い、当該要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象者の要件に、妊娠により静養を必要とする規定を追加する。</li> <li>②定員規定の条文を削除する。</li> <li>③費用負担について、全年齢を同額に改める。</li> <li>④保育の委託規定の条文について、民間保育園における同事業を委託から補助に変更するため、削除する。</li> <li>⑤文言整理等その他所要の改正を行う。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市立狭山保育園の緊急一時保育について、法に規定する事業として実施することにより、歳入において、国及び東京都交付金を見込むことが可能となり、より安定的な事業運営が図られ、子ども・子育て支援の充実が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。